

選挙へGO！啓発はぐくみ事業委託業務に関する質問と回答

項番	質問	回答
1	「募集要項」における「7 応募者の参加資格」について、応募者として「一般社団法人」、「企業組合」、「任意団体」または「個人」での応募は可能でしょうか。	本業務では法人その他の団体による応募を想定しています。個人での応募も排除しませんが、団体の場合に準じて応募資格を満たすとともに、提出書類は全て提出してください。
2	「募集要項」における「9 応募に際しての留意事項」の「ク」について、事前の県の承諾を受けるのは企画提案時または受託決定後等、いずれのタイミングを想定していますでしょうか。	再委託は原則禁止であり、やむを得ない場合に限り認められるものです。承諾は契約締結後に書面で申請いただいた上で検討します。なお、再委託を検討する場合は、事前に対象業務や理由を御相談ください。内容によっては承諾できない場合があります。
3	「仕様書」における「3 業務の目的」について、目的的背景にある課題について、公表されているエビデンス等があればご提供いただけないでしょうか。また本事業を通じて掲げるKPI等の目標があれば教えていただけないでしょうか。	若年層の投票率低下を背景に、子どもの主権者意識を高め将来の投票率向上を図ります。総務省調査では、子どもの頃に親の投票に同行した人の方が投票参加率が高いことが示されており、有識者会議でも親世代の意識向上の重要性が指摘されています。詳細は総務省ホームページ参照。なお、現時点で数値目標(KPI)は設定していません。
4	「仕様書」における「4 業務の内容」の(1)「子ども及びその家族が集まりやすい施設やイベント会場で実施することを基本とする。」について、県保有施設の利用に関しては、確保のお願いをすることが可能でしょうか。	施設の利用可否(日程・内容を含む)の調整は受託者が行います。手続上県において行う必要がある事項がある場合は、協議の上対応可能です。
5	「仕様書」における「4 業務の内容」の(2)「業務の実施に当たり、事前の周知や当日の施設、イベント会場等における表示等を行うことにより、より多くの子ども及びその家族に興味を持ってもらえるよう広報すること。」について、広報主は徳島県選挙管理委員会の理解で合っていますでしょうか。また広報において受託者が実施する範囲は提案書にて記載する理解で合っていますでしょうか。例えば、県有施設への表示をする場合、受託者はデータ提供をすることにより県有施設に設定されている掲示板等への掲載が可能となりますでしょうか。	業務の実施主体は県選挙管理委員会ですが、広報の実務は受託者が行います。県に対応を求める内容がある場合は、理由と併せて提案書に記載してください。
6	「仕様書」における「4 業務の内容」の(2)「上記を踏まえ、一人でも多くの子ども及びその家族の参加が図られるような広報の内容及び方法、作成する広報媒体を企画提案すること。」について、過去の類似案件(選挙啓発にかかわらず、親子出席のイベント等も含めて)における開催場所毎の参加者数等の情報をご提供いただけないでしょうか。	次のとおりです。 ・令和6年9月22日(日) ふれあい健康館(徳島市) 28世帯、うち子41名 ・令和6年10月27日(日) あすたむらんど徳島(板野町) 51世帯、うち子46名
7	「仕様書」における「4 業務の内容」の(4)「選挙啓発に関心を有する学生が希望した場合には、イベント当日のスタッフとして受け入れることができる体制を整えること。」について、学生の関心を増進することを目的とし、イベント当日以外、例えば企画や事前準備で受け入れることは検討可能でしょうか。また、学生スタッフの募集については県が実施する認識で合っていますでしょうか。	仕様書では希望学生を当日運営補助等で受入れ、事前打合せを行うこととしています。実施詳細決定後に県が大学等に照会し、希望者がいれば受託者に繋ぎ、その後は受託者が調整することを想定しています。企画や準備段階での受入れも趣旨に沿い学生の意向と合えば可能ですが、その確認や対応は受託者において行ってください。
8	書類「02.類似業務委託実績調書(様式第2号)」について、類似業務がない場合、提出は不要でしょうか。	類似業務がない場合も、「なし」と記載の上御提出ください。
9	書類「企画提案書(様式第3号)」の「基本方針」について、本内容についても、別紙記載とすることは可能でしょうか。	説明の都合上必要であれば別紙での記載も可能ですが、できる限り簡潔なものとしてください。